

『安全「見える化」とっとり運動』実施要綱

鳥取労働局

1 趣 旨

安全の「見える化」とは、視覚的に捉えられない職場に潜む危険などを可視化（見える化）し、それを活用することによって行う効果的な安全活動のことであり、『安全「見える化」とっとり運動』は、労働災害の防止・死亡災害の撲滅に向けて、県内各事業場が「見える化」に取り組むことによって、すべての労働者が安全に安心して働くことができる職場の構築を目指す啓発活動である。

鳥取労働局では、平成 25 年度を初年度とする「第 12 次労働災害防止推進計画」（以下「12 次防」という。）を策定し、労働災害の減少目標に加えて重点対策ごとに数値目標を定めて、重点的な取組を推進しているところであるが、12 次防で定める目標を達成するために、経営トップや労働者一人ひとりの安全に対する意識や危険感受性を高め、本運動をリスクアセスメントの普及促進の足がかりとし、「誰もが安心して健康に働くことができる社会」の実現をも目指すものである。

このため、労働行政と各労働災害防止関係団体が連携して労働災害を減少させるための取組を積極的かつ効果的に推進するとともに、安全の「見える化」を進めるための周知啓発活動を展開することとする。

2 期 間

平成 27 年度を初年度として、12 次防の最終年度である平成 29 年度までの 3 か年間とする。

本運動の効果を上げるため、毎年 4 月 1 日から 7 月 31 日までを「推進指導期間」とし、11 月 7 日から 12 月 31 日までの「ゼロ災 55」無災害運動期間を「取組強化期間」として取り組むこととする。

3 主唱者

鳥取労働局（以下「局」という。）及び鳥取・米子・倉吉労働基準監督署（以下「署」という。）

4 協賛者

一般社団法人鳥取県労働基準協会及び東部・西部・中部支部
建設業労働災害防止協会鳥取県支部
鳥取県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策委員会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会鳥取県支部
一般社団法人鳥取県採石協会
一般社団法人日本ボイラ協会鳥取支部
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会鳥取県支部
独立行政法人労働者健康福祉機構鳥取産業保健総合支援センター
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会鳥取支部

5 実施者
各事業場

6 具体的実施事項

(1) 主唱者の実施事項

- ア 本運動に係る周知啓発資料等の作成・配布（局）
- イ 安全の「見える化」に係る情報等を集めたサイトを鳥取労働局ホームページに開設（局）
- ウ 本運動を効果的に推進するための団体等への協力要請（局・署）
- エ 鳥取県労働災害防止連絡協議会において、本運動を普及促進するための取組を協議することとする。（局）
 - 協議内容
 - ・効果的な周知啓発活動
 - ・好事例の検討及び表彰
 - ・厚生労働省が実施する「あんぜんプロジェクト」への参加登録及び「見える」安全活動コンクールへの応募の勧奨 ほか
- オ 監督指導・個別指導、集団指導、署窓口における機械・設備の設置届、労働者死傷病報告の受理時等あらゆる機会を捉え、本運動の周知・推進を指導する。（局・署）

(2) 協賛者の実施事項

- ア 会員事業場等への周知啓発
- イ 「見える化」に関する会員事業場への指導援助
- ウ 主唱者が実施する「推進指導期間」、「取組強化期間」の活動への協力
- エ 本運動を促進するためのセミナー等の実施
- オ 本運動を推進するための備品の普及促進

(3) 実施者の実施事項

- ア 「安全宣言」の実施
- イ 職場環境に潜む危険の「見える化」の推進
- ウ 作業方法に潜む危険有害性情報の「見える化」の推進
- エ 安全衛生管理情報の「見える化」の推進
- オ 定期的な職場点検、巡視の実施
- カ 安全衛生委員会等における「見える化」運動の推進のための協議